

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金特例貸付の緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終わり、引き続き生活にお困りの方へ

## 総合支援資金「再貸付」のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、引き続き生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の「再貸付」を行います。

### ■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 「再貸付」の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

### ■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

### ■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)から、全国で受け付け開始
- ・ 令和3年3月末まで受付

## お問合せ先

- 一般的なお問合せは相談コールセンター  
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00 (土日・祝日含む)
- お申込みはお住まいの市町の自立相談支援機関へ御相談の上、市町社会福祉協議会にお電話ください。  
※ 郵送でのお申込みもできます。

# 「再貸付」までの流れ

## ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。  
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

## ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ「再貸付」の申請を行ってください。

## 総合支援資金の「再貸付」に関するQ & A

Q1 総合支援資金の利用が既に初回の3カ月で終了しているのですが、「再貸付」の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 「再貸付」の申請書、既に借りている総合支援資金の借用書又は貸付決定通知書をご用意ください。(居住地や世帯に変更がある場合は、改めて住民票の提出が必要です。)

Q3 借り受けたお金の返済方法はどのようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年以内で返済していただきます。

Q4 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の「再貸付」についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。